

第2回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和5年9月22日（金） 午後3時～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A

3 出席者

公益委員 : 1人（欠席2名）
労働者側委員 : 3人
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

前回に引き続き、岡山県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ① 流通は、他業種より改善が必要な業種であり、企業の魅力も含めて「必要性あり」が労側意見である。
- ② 経営者側のコスト問題、業界の厳しさは、重々承知している。
労働の対価として賃金を受けることが大事であり、「ここで働いてよかった。」という思いが重要である。
- ③ 現状22円の埋没は、事実であるが、岡山県内では「誰もが時間給1,050円」を目標としている。今後も特賃は必要である。
- ④ 優秀な人材確保には、賃金が重要であり、他の専門部会（6業種）が「必要性あり」で結審している中、このまま地域別最賃に埋没することに懸念感を持っている。

【使用者側の意見要旨】

- ① 現状、地域別最低賃金額に埋没している意味を考えるべきである。
 - ② 近年、地域別最低賃金の上昇スピードが想像以上に速く、特賃の役割は終わっていると思う。地域別最低賃金に委ねるべきである。
- (2) 労使意見に隔たりがあるため、その後、労使協議に移ったが、意見は平

行線のままであった。

部会長より、疎明資料の提出ができるか否か、提出ができるのであれば、第3回を開催し、双方納得できる状況で結論を出してはどうかとの見解が示され、労側から、疎明資料の提出を行いたいとの意見であったことから、引き続き、必要性の有無について審議することとなった。